

地域雇用開発助成金 特例支給のご案内

「地域雇用開発助成金」は雇用情勢の厳しい地域等で、事業所の設置・整備に伴い地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して支給する助成金です。

この度、佐賀県の地域活性化雇用創造プロジェクト（地プロ）が採択され、**佐賀県全体が対象地域**となりました。

佐賀県に雇用保険の適用事業所を設置・整備し、県内に居住する求職者を正社員として雇い入れ、一定の要件を満たした場合、事業所の設置等の費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて、下表の額が助成されます。（1年ごとに3回支給）

なお、佐賀県は地プロ採択地域となりましたので、基本支給額に加え、第1回目の支給時に**対象労働者1人あたり50万円が上乗せ支給**されます。

■支給額

完了届の内容を審査した後、事業所の設置等の費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成します（1年ごとに3回支給）。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数 ()内は創業の場合のみ適用							
	3(2)~4人		5~9人		10~19人		20人以上	
	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇
300万円以上1,000万円未満	48万円 (100万円)	60万円	76万円 (160万円)	96万円	143万円 (300万円)	180万円	285万円 (600万円)	360万円
1,000万円以上3,000万円未満	57万円 (120万円)	72万円	95万円 (200万円)	120万円	190万円 (400万円)	240万円	380万円 (800万円)	480万円
3,000万円以上5,000万円未満	86万円 (180万円)	108万円	143万円 (300万円)	180万円	285万円 (600万円)	360万円	570万円 (1,200万円)	720万円
5,000万円以上	114万円 (240万円)	144万円	190万円 (400万円)	240万円	380万円 (800万円)	480万円	760万円 (1,600万円)	960万円

- ※1 生産性要件を満たさない場合は「基本」、満たす場合は「優遇」の額を支給。
生産性の向上の判定方法は、下記URLを参照。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>
- ※2 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額を上乗せ。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2人から対象とするとともに、初回の支給時に（ ）内の額を支給。

支給要件

主な支給要件は以下のとおりです。詳細な要件等は「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）支給申請の手引」をご覧ください。

	特例支給要件
対象事業主	佐賀県内に雇用保険の適用事業所を設置
対象労働者	佐賀県に居住する求職者
支給額	通常の支給額 + 対象労働者数 × 50万円（1回目のみ）
完了日	原則、完了届提出日※計画日から完了日までは最長18か月 18か月経過する前に地プロが実施期間が終了する場合は、地プロ終了日（令和6年3月31日）
計画書の提出	地様式第19号により地プロ指定事情主として承認を得ること